

いじめの防止等のための基本的な方針

平成 26 年 7 月

静岡県立掛川西高等学校

(改定 令和 2 年 5 月)

目 次

第1章	いじめ防止等の基本的な考え方	
1	いじめの定義	2
2	いじめの理解	2
3	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
第2章	いじめ防止等のための対策	
1	学校いじめ防止基本方針の策定	3
2	組織の設置	3
	(1) いじめ防止対策委員会の構成	3
	(2) いじめ防止対策委員会の役割	3
第3章	いじめ防止等のための対策	
1	いじめの未然防止	4
	(1) 道徳教育等の推進	4
	(2) 生徒の自主的活動の場の設定	4
	(3) 保護者や地域への啓発	4
	(4) 配慮を要する生徒への支援	4
	(5) 教職員の資質向上	4
	(6) 学校評価による取組の改善	4
2	いじめの早期発見	4
	(1) 生徒の実態把握	4
	(2) 相談体制の整備	4
3	いじめに対する措置	5
	(1) 学校のいじめに対する措置	5
	(2) 校長及び教員による懲戒	5
第4章	重大事態への対処	
1	重大事態のケース	6
2	重大事態についての調査	6
3	情報の提供	6
4	報道への対応	6
5	重大事態対応フロー図	7
別紙	いじめ防止年間計画	8

静岡県立掛川西高等学校（以下、本校とする）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは「本校生徒に対して、本校の他の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の通信手段を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

ある行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、当該生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるよう日頃から指導、支援をしていく必要がある。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等の

ための対策を以下の基本理念の基に定める。

(1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。

(2) いじめを受けた生徒の立場に立ち、そのような状況に置かれている生徒を絶対に守り通す。

(3) いじめを行った生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

第2章 いじめ防止等のための対策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、「いじめの防止等のための基本的な方針」を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつなげていく。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、子どもや保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につなげていく。

また、その内容をホームページ等で公表するとともに、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する。

2 組織の設置

(1) いじめ防止対策委員会の構成

本校は、いじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を置き、構成員は次の通りとする。

委員長 校長

委員 副校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談・特別支援課長、養護教諭、スクールカウンセラー

なお、必要に応じて心理や福祉の専門家や弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家に協力を求める。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う。また、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担う。

第3章 いじめの防止等のための対策

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(2) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

(4) 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

(5) 教職員の資質向上

いじめ防止対策委員会の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

(6) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

2 いじめの早期発見

(1) 生徒の実態把握

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努め以下の対応を行う。

(ア) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、心の元気度チェック、個別面談等)

(イ) 生徒の行動を注視する。(保健課健康チェック等)

(ウ) 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)

(エ) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(2) 相談体制の整備

(ア) 教育相談の整備充実

教育相談室及び養護教諭からの情報に基づき当該クラス、部活動等を含め実態掌握に努める。

(イ) スクールカウンセラーによる支援

スクールカウンセラーを配置し、解決困難な問題の支援にあたる。

3 いじめに対する措置

(1) 学校のいじめに対する措置

・いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。

・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため組織を活用し、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

・必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。

・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

(2) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えることができる。

第4章 重大事態への対処

いじめ重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3

月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処する。

1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

- (1) いじめのより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、県教育委員会を通じて設置者である知事に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者または学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。調査の結果についても同様に報告する。

調査は網羅的明確に行い、調査方法は生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられる。

3 情報の提供

設置者または学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応はなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

5 重大事態対応フロー図

重大事態対応フロー図

■いじめの疑いに関する情報

法第 22 条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者へ報告

■重大事態の発生

重大事態の発生を学校の設置者に報告

重大事態とは…

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

■調 査

☞ 学校の設置者が調査主体を判断

【 学校が調査主体の場合 】

学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- 調査結果を学校の設置者に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

【 学校の設置者が調査主体の場合 】

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

別紙

いじめ防止年間計画

月	行 事	期待できる効果
4月	ステイポート・生活実態調査（1年） 新入生初期指導（1年） 生徒総会 個人面談 スクールカウンセラー来校	生徒の理解 ルールを守る意識、集団意識 ルールを守る意識、集団意識 生徒の理解 問題の発見・対応
5月	P T A総会後のクラス懇談 心の元気度チェック スクールカウンセラー来校	保護者との情報共有 問題の発見・対応 問題の発見・対応
6月	葛城祭（文化祭） スクールカウンセラー来校	集団の中での人間関係の育成 問題の発見・対応
7月	野球応援 三者面談 スクールカウンセラー来校	集団意識 生徒理解 問題の発見・対応
8月		
9月	体育大会 保育実習（1年） 心の元気度チェック スクールカウンセラー来校	集団の中での人間関係の育成 コミュニケーション力の育成 問題の発見・対応 問題の発見・対応
10月	個人面談 修学旅行（2年） 冀北講演会 スクールカウンセラー来校	生徒理解 集団の中での人間関係の育成 豊かな人間性の涵養 問題の発見・対応
11月	芸術鑑賞会 スクールカウンセラー来校	豊かな人間性の涵養 問題の発見・対応
12月	個人面談（3年） スクールカウンセラー来校	生徒理解 問題の発見・対応
1月	スクールカウンセラー来校	問題の発見・対応
2月	スクールカウンセラー来校	問題の発見・対応
3月	球技大会	集団の中での人間関係の育成